

『児童教育研究』編集要綱

(目的)

第1条 『児童教育研究』(以下「本誌」という。)は、児童教育学会(以下「本学会」という。)の研究誌であり、年1回以上発行する。

第2条 本誌は児童教育に関する質の高い多様な研究を掲載し、児童教育の向上に資することを目的とする。

(掲載区分)

第3条 本誌の掲載区分は、「研究論文」(注1)と「研究ノート」(注2)とする。

2 編集委員会は、必要に応じ「その他」「委嘱論文」の区分を設けることができる。

3 編集委員会は、必要に応じ、本誌に特集を組むことができる。

注1 「研究論文」とは児童教育に関する独創的な研究結果、新規な方法・結果等で、信頼性が認められ、学問や保育者養成教育の発展に役立つ内容を順序だてて明瞭に記述したものとする。

注2 「研究ノート」とは研究論文と並立するもので、特定の主題に関して以下のような特徴を持つ論述をさす。

- 1 研究動向・事実状況等を展望し研究上の提言を行ったもの
- 2 史・資料の紹介に重点をおきつつ、考察をおこなったもの
- 3 その他の萌芽的研究を記したもの

(執筆者)

第4条 本誌に掲載する論文等は、執筆者全員が本学会員であり、当該年度の学会費を投稿前までに納入することを要する。ただし、会長及び紀要編集委員会が適当と認めた者、および委嘱論文の筆者についてはこの限りではない。

(論文要件)

第5条 すべての投稿論文は下記の要件を満たすものとする。

- (1) 他の研究誌や雑誌等の印刷媒体(電子版学術誌なども含む)において未発表の論文であること。
- (2) 投稿時に内容・書式において完全な原稿であること。
- (3) 児童教育に関連する内容であること。

(使用言語)

第6条 執筆言語は日本語を原則とするが、英語も可とする。

(紀要編集委員会)

第7条 原稿の掲載は、本学会役員の中から選出された編集委員会によって、紀要編集委員会を組織し、委員互選によって委員長を選出する。

(審査)

第8条 委嘱論文を除き、全ての投稿原稿は紀要編集委員会が指名する査読者2名による審査結果を踏まえて採択の可否を編集委員会が決定する。ただし、紀要編集委員長が必要と判断した場合は、査読者以外の適任者に参考意見を求めることもできる。

2 審査結果は、「採択」、「修正して再審査」、「不採択」に分けられる。「採択」は、小規模の修正を除き、執筆原稿のまま掲載する。「修正して再審査」は、執筆者によって修正された原稿が再提出された時点で再審査となる。「不採択」は、掲載を認めない。

3 本審査の判定方法は、査読者の審査結果に基づき、次のとおり行う。

(1) 第1回判定で、2名の査読者の審査結果に基づき、編集委員会で検討の上、判定結果を決定する。

(2) 修正して再審査の原稿は、査読者の指摘に応じて、修正(補足や変更など)を加えて、修正論文を提出することで再審査を受けることができる。ただし、再審査は2回までとする。

4 判定結果は執筆者に通知する。修正して再審査の原稿が期日までに再提出された場合、再び審査がなされ、採択、再度修正、不採択の判断がなされる。

(異議申立て)

第9条 執筆者は、審査結果に異議がある時には、編集委員会に対して書面により異議を申し立てることができる。異議申立ての送付先は、以下の本学会事務局宛とする。

〒731-0153 広島市安佐南区安東 6-13-1 安田女子大学教育学部児童教育学科内 児童教育学会事務局

2 異議申立ては、編集委員会が審査結果を執筆者に示した後30日以内に行う。

3 編集委員会は、異議申し立てのあった時には、速やかに編集委員会を開催し、その成否を審議する。審議に関して必要と認められる場合には、当初の判定の根拠となる査読を行った者以外の査読者を選び、再査読させることができる。

4 審議の結果は、書面により速やかに異議申し立て者に通知する。

5 修正意見に関する異議については、審議の経緯を異議申立て者に通知のみとする。

(校正)

第10条 執筆者による校正は初校のみとする。校正時における内容修正は認めない。また、印刷の体裁は編集委員会に一任する。

(原稿不返還)

第11条 提出された電子ファイルおよび原稿は原則として返却しない。

(経費)

第12条 本誌の印刷に関する費用は本学会の負担とする。ただし、図版や写真であって、印刷に特に費用の要するものは執筆者の負担とすることがある。

(著作権の譲渡)

第 13 条 編集委員会に投稿される論文等に関する著作権は、編集委員会に最終原稿が提出された時点から、原則として本学会に帰属する。

(改訂)

第 14 条 本要綱の改訂は、総会の決議による。

附則

1. この改正要綱は、2021 年 6 月 6 日から施行する。
2. この改正要綱は、2022 年 6 月 5 日から施行する。